

令和6年度第1回三保松原保全活用計画推進専門委員会

令和6年7月31日（水）14:00～15:30

三保松原文化創造センター2階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）三保松原保存活用計画について

4 閉 会

三保松原保全活用計画推進専門委員会 名簿

	氏名	所属	専門分野
委員	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授	都市計画
	天野 光一	日本大学特任教授	景観・名勝
	石上 充代	静岡県立美術館学芸課長	文化・芸術
	太田 猛彦	東京大学名誉教授	林政学
	田中 博通	東海大学名誉教授	海岸工学
	中村 羊一郎	静岡産業大学総合研究所 客員研究員	歴史
	山本 早苗	常葉大学教授	観光戦略
	湯浅 保雄	静岡植物研究会	自然・植物
オブザーバー	文化庁文化財第二課		平澤主任調査官
	静岡県富士山世界遺産課		平井主査
	静岡県文化財課		立木技師
	静岡県森林整備課		塩坂課長代理
	静岡県河川企画課		柴田班長
事務局	静岡市文化財課三保松原文化創造センター		大村文化財課長 鈴木三保松原担当課長 小林主査 杉山主査 山田主任主事 五十嵐主事
	(一財) 三保松原保全研究所		佐野事務局長

欠席

名勝三保松原保存活用計画（案）令和6年7月時点

目次

1 章	目的	2
2 章	名勝の概要	4
3 章	名勝の本質的価値	12
4 章	現状と課題	15
5 章	保存活用の基本方針	32
6 章	保全（保存管理）	33
7 章	活用	40
8 章	整備	42
9 章	運営・体制	43
10 章	実施計画	46

表紙案→



1 目的

1-0 目的

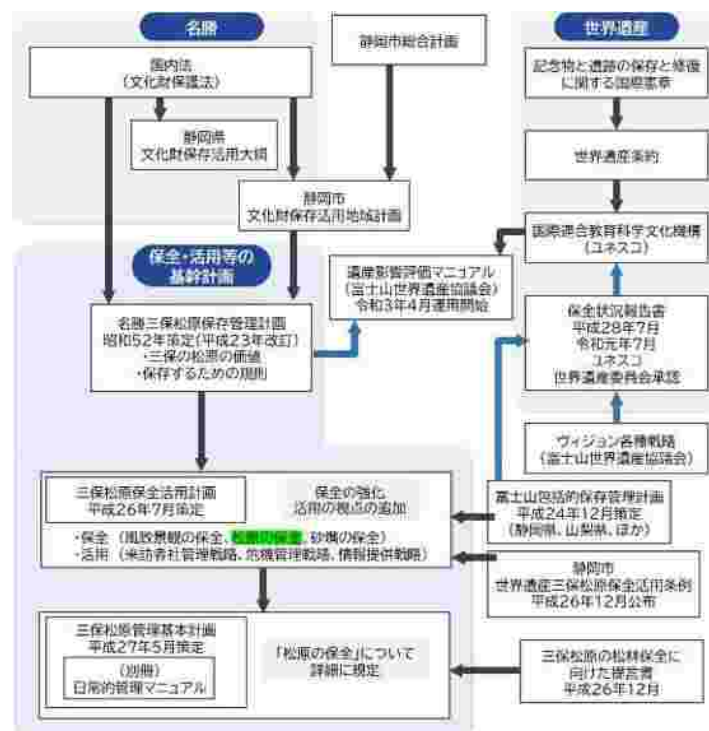
これまで保存の意味合いが強かった文化財保護法が平成30年（2018年）に改正（平成31年4月1日施行）され、「活用しながら保存する」という方向に転換した。個々の文化財については、保存活用計画の策定に関する指針（※）が文化庁から示された。

本計画は、名勝三保松原の本質的価値を明らかにし、策定時（令和6年2024年）の「現状と課題」と、その後10年間の、価値を次世代に継承していくための「保全（※）」、その魅力を発信する上での適切な「活用」、双方を実行するための「整備」と「運営・体制」の方針を示し、その「実施計画」を記載したものである。

※この計画は文化庁の指針に基づく「保存活用計画」であるが、名勝三保松原の松原、砂嘴、及び景観は人工物ではなく日々変化が生じる自然物であり、日常的に手を加えながら良好な状態に保つ必要があるため、「保全」という言葉を使う。

1-1 他の計画との関連

三保松原では、名勝を保全するための「名勝三保松原保存管理計画」とそれを補完する「管理計画書解説」、「管理のための計画」、世界遺産構成資産を保全活用するための「三保松原保全活用計画」、松原の保全に特化した「三保松原管理基本計画」、といった多くの計画があり、名勝規制地区内の土地所有者や保全活用の関係者等にとって、目指すべき姿や利用上のルールが非常にわかりにくい状態にあった。本計画で対市民の計画を一本化することにより、関係者による名勝の円滑な保全活用を図る。



1-2 策定の経過

本計画の策定にあたり、関係所管からの書面での意見聴取のほか、地域住民や関係団体からの意見聴取のため、「名勝三保松原保全育成連絡協議会」やワークショップを開催した。各分野の専門家からは、三保松原の保全活用事業の進捗に対して助言する「静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会」において、助言を求めた。

意見聴取の方法	時期
令和4年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和4年11月
三保松原関係団体意見交換会	令和5年2月
Voice of Shizuoka 市民討議会	令和5年9月
計画策定に向けた三保松原関係団体ワークショップ	令和6年1月
令和5年度名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年2月
令和6年度第1回名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年 月
令和6年度第2回名勝三保松原保全育成連絡協議会	令和6年 月
パブリックコメント	令和 年 月



三保松原保全活用計画推進専門委員会

令和5年度三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年3月
令和6年度第1回三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年7月
令和6年度第2回三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年 月
令和6年度第3回三保松原保全活用計画推進専門委員会	令和6年 月

2 名勝の概要

2-1 三保松原の概要

三保松原の大正 11 年（1922 年）の指定時の所在地は、三保村、不二見村に跨っていたが、清水市を経て現在は静岡市清水区となっている。静岡市の駿河湾沿岸のほぼ中央部に位置し、富士山頂からは南西に約 45km である。三保半島は、駿河湾から清水港を包み込むように張り出した複合砂嘴（分岐砂嘴）で、安倍川や有度丘陵の砂礫が波の力で運ばれ堆積したものである。



温暖多雨な三保半島には、古墳時代前期には漁業を中心とした集落があった。奈良時代以降、東海道を往来する旅人が清見潟越しに三保の美しさを愛で、平安時代には「三保松原（みほのまつばら）」の美しい風景が数多くの歌に詠まれた。室町時代には富士見の名所、羽衣伝説の地としての三保松原へ、三保明神（御穂神社）の参拝も兼ねて都の人々も見物に訪れるようになったことが日記や紀行文に記録されている。江戸時代以降は富士詣の歌や浮世絵により一般庶民にも広く知られるようになった。松原と駿河湾の大海原越しに見る伊豆半島の風景を格調高雅に記した徳川義直東行記録の文章は、秋里籬島「東海道名所図会」（寛政 9 年、1797 年）をはじめ、大正から昭和にかけての名所解説や観光案内文にも使用された。大正 6 年（1917 年）に日本新三景に選ばれ、昭和初期にかけては小学校教科書への「はごろも」の掲載や、唱歌「羽衣」により、さらに知名度が向上した。昭和 45 年（1970 年）以降の博物館やスポーツ施設の整備により、マリンスポーツや漁業体験を含む教育旅行の受け入れも広がったが、平成 25 年（2013 年）の世界文化遺産登録により古来の三保松原の価値が再び注目を浴びた。平成 30 年（2019 年）には静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」が開館し、国内外からの来訪者に三保松原の価値や歴史、保全の大切さを発信している。

松原は、江戸時代まで半島全体に広がる様子が絵画や絵図に描かれていたが、明治時代以降徐々に農地が増え、集落が広がり市街地化が進み、海岸線一帯に限られるようになった。近隣住民の生活や製塩のための燃料としての松葉利用は昭和 30 年代まで行われていたが、昭和 40 年代以降、生活様式の変化から人々が松葉を必要としなくなると地面にたまった松葉が腐葉土となって土壌の栄養価が高まり、マツ以外の植物の自生を制御できなくなった。昭和 46 年頃からマツ材線虫病被害が激しくなり、昭和 47 年（1972 年）から薬剤散布等の対策事業を開始した。被害は増減を繰り返していたが、世界遺産登録後の徹底した防除事業により平成 29 年（2017 年）度に微害化を達成し、現在（令和 5 年度）まで微害状態を継続している。

2-2 指定とその基準

国の名勝指定基準は「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」であり、文化財保護法第2条第4項「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」から同法第109条により文部科学大臣が指定する。大正11年（1922年）の三保松原の指定は、天橋立、岡山後楽園、金沢兼六園など全国的に極めて著名な名勝と同時の、日本で初めての指定であった。

名勝は自然的なものと人文的なものに分けられ、三保松原は自然的なものに含まれるが、その自然景観だけでなく、土地に根ざした文化も守るべき対象と言える。名勝三保松原の指定内容は、以下のとおりである。

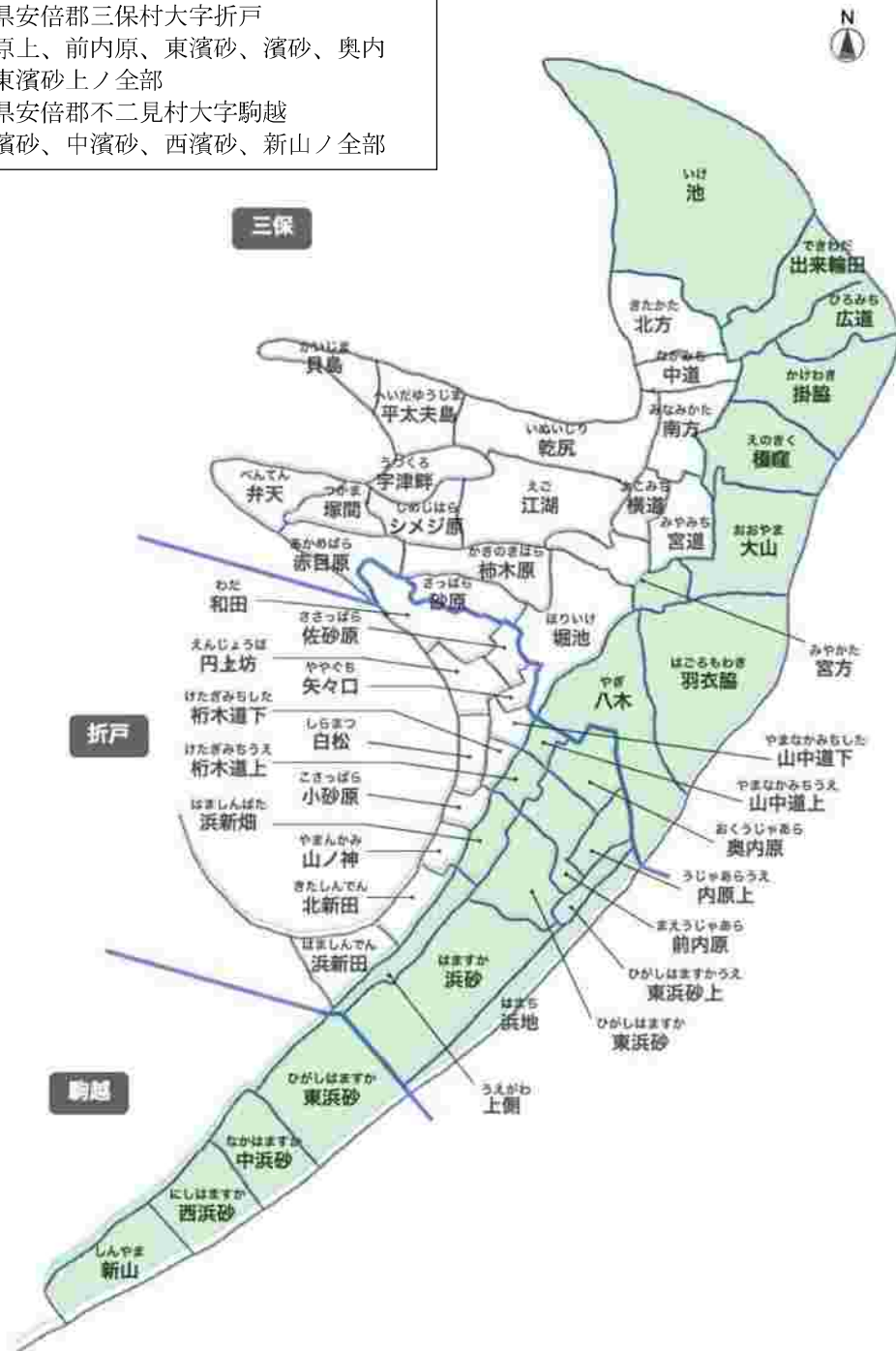
種別	名勝	
名称	三保松原	
所在地	静岡県静岡市清水区折戸、三保、三保松原町	
指定年月日	大正11年3月8日	
告示番号	官報第二八七七號 内務省告示第四十九號	
指定基準	名勝の3（花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所） 8（砂丘、砂嘴、海浜、島嶼）	
説明	駿河湾口ニ在リ外洋ニ面スル砂嘴トシテハ特ニ著名ナリ。駒越ヨリ北東ニ突出スルコト延長約一里半。就中勝景ノ殊ニ賞スベキハ三保村以北ノ約十四五町北ニ突出スル地域ニシテ幅南ニ広ガリ北ニ尖レリ。青松一帯ニ茂生シ、北ニ富士山ノ天空ニ聳ユルヲ望ム。	 大正5年（1916年）刊行海図一部改変
説明解説	駿河湾に面し、外洋性の海域にある砂嘴として特に著名である。砂嘴から成る半島は駒越から北東方向に約6 km（1.5里）伸びている。三保村北部約1.5 km（14～15町）の北方向に先細ったエリアは、特に景観が素晴らしい。青々とした松が一带に連なり、北の方向に天空に聳える富士山を望むことができる。	

2-3 指定地域

(1) 大正 11 年（1922 年）指定当初

駒越西端から三保半島先端まで、字単位で約 382.1ha が指定された。

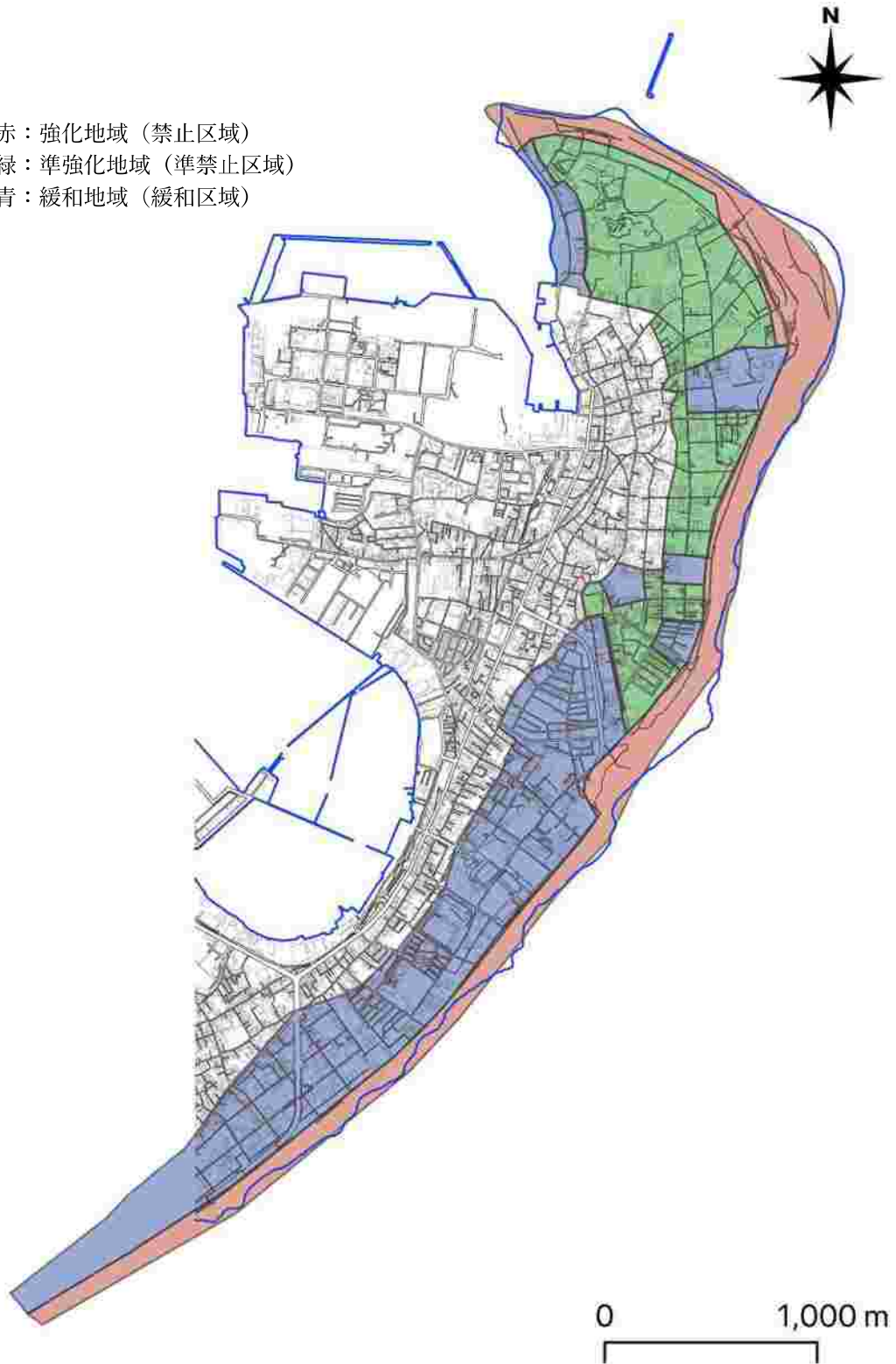
静岡県安倍郡三保村大字三保
 字池、出来輪田、廣道、掛脇、榎窪、大
 山、宮方、羽衣脇、八木ノ全部
 静岡県安倍郡三保村大字折戸
 字内原上、前内原、東濱砂、濱砂、奥内
 原、東濱砂上ノ全部
 静岡県安倍郡不二見村大字駒越
 字東濱砂、中濱砂、西濱砂、新山ノ全部



(2) 昭和 35 年 (1960 年)

保存管理計画書を策定し、「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」に地域分けした。

赤：強化地域（禁止区域）
緑：準強化地域（準禁止区域）
青：緩和地域（緩和区域）



(3) 昭和 52 年 (1977 年)

保存管理計画策定時に、4 規制地区について基準を設定した。松原を形成していないエリア、松原から遠く離れたエリアについて指定解除し、約 248.1ha となった。

文部省告示第 44 号 (官報第 15066 号 昭和 52 年 4 月 1 日) 文化財保護法第 71 条第 1 項の規定により、名勝三保松原について、次の表に掲げる地域の指定を解除する。

昭和 52 年 4 月 1 日 文部大臣 海部俊樹

静岡県清水市折戸字浜砂、内原上、前内原、奥内原の一部

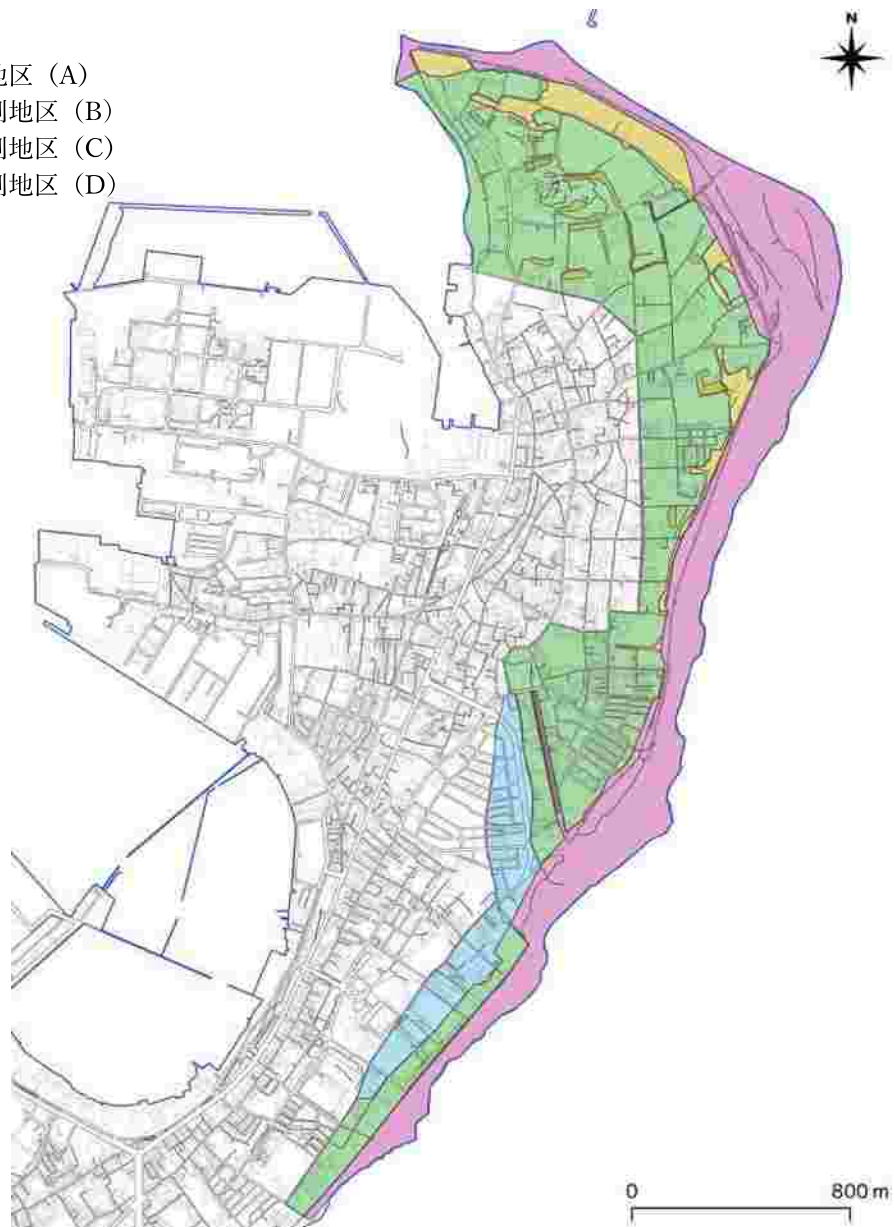
静岡県清水市三保字八木、大山、榎窪、掛脇、出来輪田、池の一部

静岡県清水市駒越字東浜砂、西浜砂、新山のすべての地番

静岡県清水市折戸字浜砂及び駒越字東浜砂、西浜砂、新山の国有無番地のうち折戸字浜砂 847 番ノ 4 の北東地先から駒越字新山 2822 番ノ 1 の南東地先までの地域

右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

- ピ：特別規制地区 (A)
- 黄：第 1 種規制地区 (B)
- 緑：第 2 種規制地区 (C)
- 青：第 3 種規制地区 (D)



(4) 平成2年(1990年)

平成元年の保存管理計画改定時に、5規制地区の規制基準を設定した。平成2年に追加指定、一部指定解除し、243.7haとなった。

文部省告示第31号(官報第333号 平成2年3月29日)

文化財保護法第69条第1項及び第71条第1項の規定により、名勝三保松原について、地域を追加して指定し、及び一部地域の指定を解除して次に掲げるとおりとする。

平成2年3月29日 文部大臣 保利耕輔

静岡市清水区三保字広道、宮方、羽衣脇の全部、池、出来輪田、掛脇、榎窪、大山、八木の一部

静岡市清水区折戸字東浜砂、東浜砂上の全部、内原上、前内原、浜砂、奥内原の一部

説明

三保松原は、大正十一年に名勝に指定され現在に至っている。今回、海岸に近い地区で松原の保存及び松原の景観の維持のため必要な地域を追加指定するとともに、海岸から離れた内陸部で松原としての形態及び景観をとどめていない地域について指定を解除し、名勝の保存を図ろうとするものである。

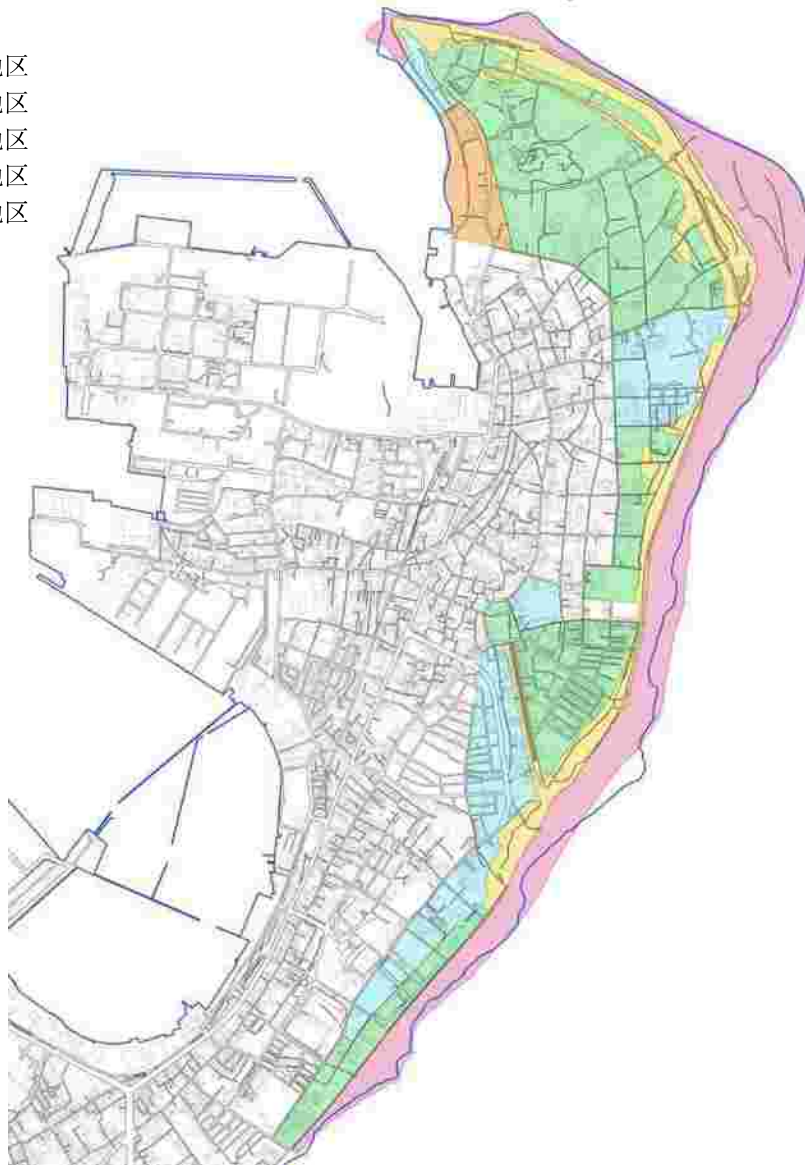
ピ：特別規制A地区

黄：特別規制B地区

緑：第1種規制地区

青：第2種規制地区

橙：第3種規制地区



(5) 令和 2 年（2020 年）

平成 2 年以降指定地域の変更はないが、令和 2 年 5 月 30 日、清水三保羽衣土地区画整理事業により、三保と折戸の一部について町名を三保松原町に変更した。

(6) 令和 6 年（2024 年）

本計画の策定に伴い、規制地区の編成を一部変更した。

【ここに最新図面を入れる】

2-4 管理の経緯

時期	できごと
大正 11 年 (1922 年 11 月 7 日)	市（当時は三保村）が管理団体指定された。
昭和 35 年 (1960 年 5 月 20 日)	高度経済成長期の現状変更の増加に対し保護に万全を期すため、下記のことについて記載した「名勝三保松原管理計画書」を文化財保護委員長に提出した。 ・指定区域を「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」の三段階に分けて管理 ・神の道のマツ保護のための車両通行のとりやめや害虫駆除 ・周辺の旅館や店舗の規制、台風被害からの復旧作業、植樹計画、内浜の埋め立て、真崎水族館の建設 等
昭和 51 年 (1976 年 4 月 14 日)	名勝地内の開発と松くい虫被害拡大に対し適切な保存管理を行うため、「名勝三保松原管理計画書」を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の 3 者で見直し設定した。 ・松林の分布状況（所有者別面積）を記載 ・保全対策推進組織の設置 ・マツ材線虫病対策、防災対策、植樹、海岸保全等の松の保存管理 ・「特別規制地区（A 地区）」「第一種規制地区（B 地区）」「第二種規制地区（C 地区）」「第三種規制地区（D 地区）」の 4 規制地区について、規制基準を設定
昭和 55 年 (1980 年 4 月 1 日)	現状変更許可権限の県教委への委任通知（個別権限委任）
平成元年 (1989 年 4 月 15 日)	三保真崎周辺整備計画の策定に伴い、管理計画を改訂して施行した。 ・「特別規制 A 地区」「特別規制 B 地区」「第一種規制地区」「第二種規制地区」「第三種規制地区」の 5 規制地区の規制基準を設定
平成元年 (1989 年 11 月 21 日)	現状変更の取扱基準の解説や、植樹への協力について記載した管理計画解説書を提出した。
平成 4 年 (1992 年 10 月 29 日)	管理計画書解説書に松の伐採を認めるケースの説明を追加する改訂を行った。
平成 12 年 (2000 年 11 月 27 日)	平成 12 年 4 月 1 日の地方分権一括法の施行にあわせた文化財保護法施行の一部改正により現状変更にかかる権限が教育委員会に委譲されたことにともない、施行令第 5 条第 4 項第 1 号ヌの指定区域について、管理のための計画（名勝三保松原管理計画）を策定した。
平成 23 年（2011 年）	名勝三保松原保存管理計画を策定した。

3 名勝の本質的価値

3-1 名勝三保松原の本質的価値

名勝三保松原の本質的価値は、海岸線一帯のクロマツの林と礎となる黒礫の砂浜が、雄大な富士山に向かって伸びる優雅な風致景観にある。そうした風致景観を讃えた詩歌や絵画が多く残されていることも文化的価値として特筆できる。また、クロマツ林は人間による維持管理の上に成り立つ自然であり、この景観を支える人々の営みも、本質的価値の維持・継承に重要な要素である。



3-2 名勝を構成する要素の整理

要素の分類		概要
指定地内	本質的価値を構成する要素	・自然的要素：砂浜、松原 ・人文的要素：松原の継承、羽衣伝説の伝承
	本質的価値の維持・継承に密接に関わる要素	・本質的価値の維持に関わる要素 砂浜：突堤、消波ブロック、海浜植物、その他陸と海の生き物 松原：防潮堤、下層植生、菌類、その他の生き物 ・本質的価値の継承に関わる要素 価値を伝える要素（石碑、ガイダンス施設）、観賞のための要素（眺望、公園、交通施設）、無形の要素（羽衣まつり、保全活用活動）
	本質的価値と直接関係しない要素	・歴史を伝える要素：宮道遺跡、清水灯台（重文）、戦争遺跡 ・保全活用の下支えとなる要素：海水浴場、スポーツチーム、飛行場、教育施設、住宅街、農地、その他産業施設
周辺地域	本質的価値に密接に関わる周辺の要素	・名勝からの眺望対象：富士山、駿河湾、伊豆半島等 ・名勝を眺望対象とする眺望点：日本平、清見寺（清見潟）、薩埵峠等 ・名勝の本質的価値の継承に関わる要素：伯良神社、御穂神社一ノ鳥居と常夜灯、道者道、瀬織戸神社
関連する要素	本質的価値の維持・継承に密接に関わる要素	芸術作品（絵画、文学作品、舞台作品等）
名勝の保全活用に有効でない要素		枯れマツ、外来種、不適格な建造物・工作物、海岸漂着物等

3-3 主要要素の概要

(1) 本質的価値を構成する要素

(i) 自然的要素：松原の風致景観を構成する砂浜と松原



白波寄せる砂浜に、豊かな松原が潮風に揺れ、その向こうに富士山を仰ぐ。洋々とした海の向こうには、愛鷹山と伊豆西南海岸の青々とした峰が連なる。名勝地内を移動すると海と松原と富士山の位置関係が変化し、半島先端部では富士の手前に薩埵峠、由比蒲原の山々が見られる。松原の群生は遠距離景を構成し、羽衣の松周辺や神の道では、樹齢 200 年以上の老齢大木が近距離景で荘厳な雰囲気醸し出し、見る人を圧倒する。

(ii) 人文的要素：松原の継承、羽衣伝説の伝承に寄与してきたもの

天人が羽衣を掛けたという伝説の「羽衣の松」は、現在 3 代目である。初代の松は波打ち際に近い場所にあり、江戸時代中期に海中に沈んだとされる。2 代目の羽衣の松は羽車神社境内にあり、樹勢の衰退により平成 22 年（2010 年）に代替わりし、平成 25 年（2013 年）に伐採された。



御穂神社は延長 5 年（927 年）成立の『延喜式』神名帳に記載された式内社で、大己貴命（大国主、御穂津彦）と三穂津姫命

（御穂津姫）の 2 柱を祭神とする。摂末社として、境内の 9 社と羽車神社がある。徳川家康が朱印地として三保・折戸・別符 3 カ村の 106 石（約 10.6ha）を与えたことで、明治に入り民間に渡るまでの間、半島の広大な松原が維持された。神社境内は江戸時代より桜の名所として知られ、羽衣伝説にまつわる「羽衣の裂」も古くから観光客に愛されている。11 月 1 日に例祭、2 月 14 日夜から 15 日にかけて筒粥祭が行われる。筒粥の神事の際、海岸で迎えた神の宿った神籬を持って松並木を通り神社境内に至ることから、この約 500m の松並木は「神の道」と呼ばれ、三保松原の代表的風致景観のひとつになっている。

2 代目の羽衣の松の脇に鎮座する羽車神社は御穂神社の離宮で、「羽車」の名は三保の浦に降臨した神の乗り物に由来する。1 月 1 日に歳旦祭、10 月日に例祭が行われる。

御穂神社に伝わっていた羽衣の舞は、昭和 15 年（1940 年）に作られた浦安の舞に取って代われ途絶えたが、昭和 55 年（1980 年）に東儀謙太郎氏の指導と宮内庁楽部の協力により復活し、現在も地域の保存会が伝承している。室町時代に成立した能「羽衣」は、三保松原の美しさと羽衣伝説を世界に伝え続けている。

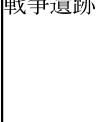
(2) 本質的価値の維持・継承に関わる要素

(i) 本質的価値を維持するための要素

侵食を防ぐ突堤、防潮堤	砂を捕捉する海浜植物	マツの生育を助ける菌類

(ii) 本質的価値を継承するための要素				
羽衣天女詩碑 (享和 3 年、 明治 44 年再建) 	日本新三景の碑 (大正 5 年) 	名勝三保松原の碑 (大正 13 年) 	羽衣の碑 (昭和 27 年) 	羽衣伝説の碑 (昭和 54 年) 羽衣歌碑 (平成 3 年) 
羽衣の松石碑 (平成 22 年) 	世界遺産登録記念銘 (平成 27 年) 		みほしるべ (平成 31 年) 	

(3) 本質的価値と直接関係しない要素

(i) 歴史を伝える要素			
宮道遺跡 	清水灯台 (国指定重文) 	戦争遺跡 	
(ii) 保全活用の下支えとなる要素			
海水浴場 	スポーツチーム 	飛行場 	

(4) 本質的価値に密接に関わる周辺の要素

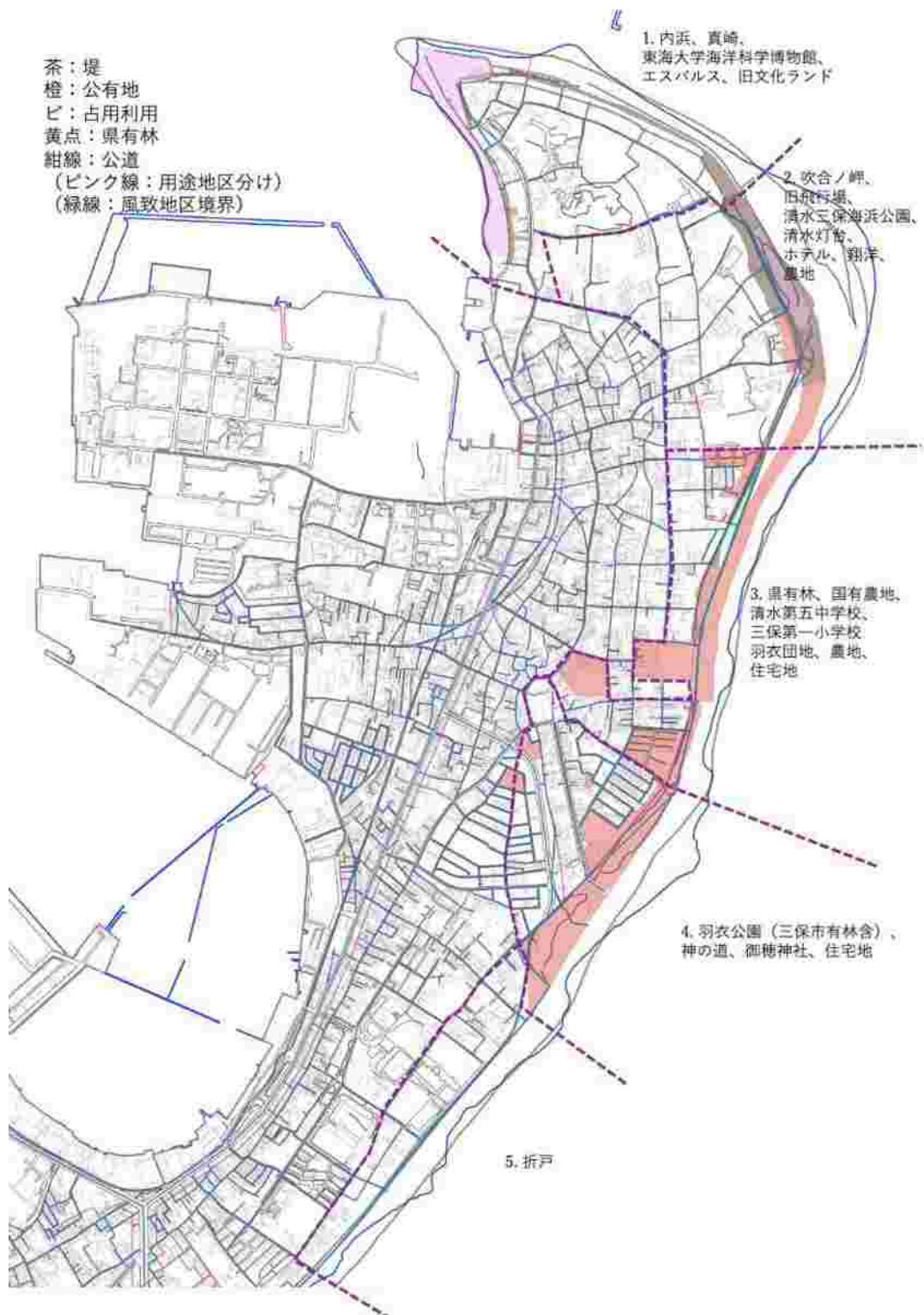
(i) 名勝からの眺望対象		
富士山 	駿河湾 	伊豆半島 
(ii) 名勝を眺望対象とする眺望点		
日本平 	清見寺 (清見潟) 	薩埵峠 
(iii) 名勝の本質的価値の継承に関わるもの		
伯良神社 	御穂神社一ノ鳥居と常夜灯 	道者道 

(5) その他の本質的価値の維持・継承に密接に関わる要素

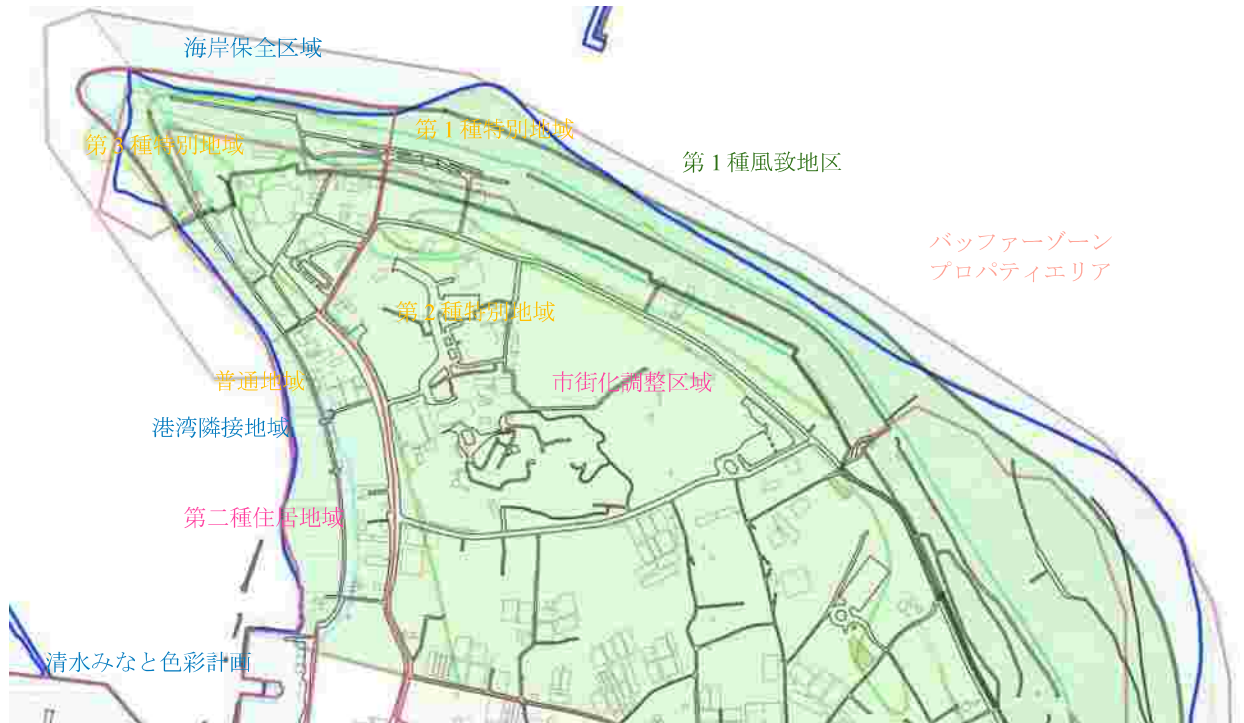
- ・芸術作品を資料編に示す

4. 現状と課題

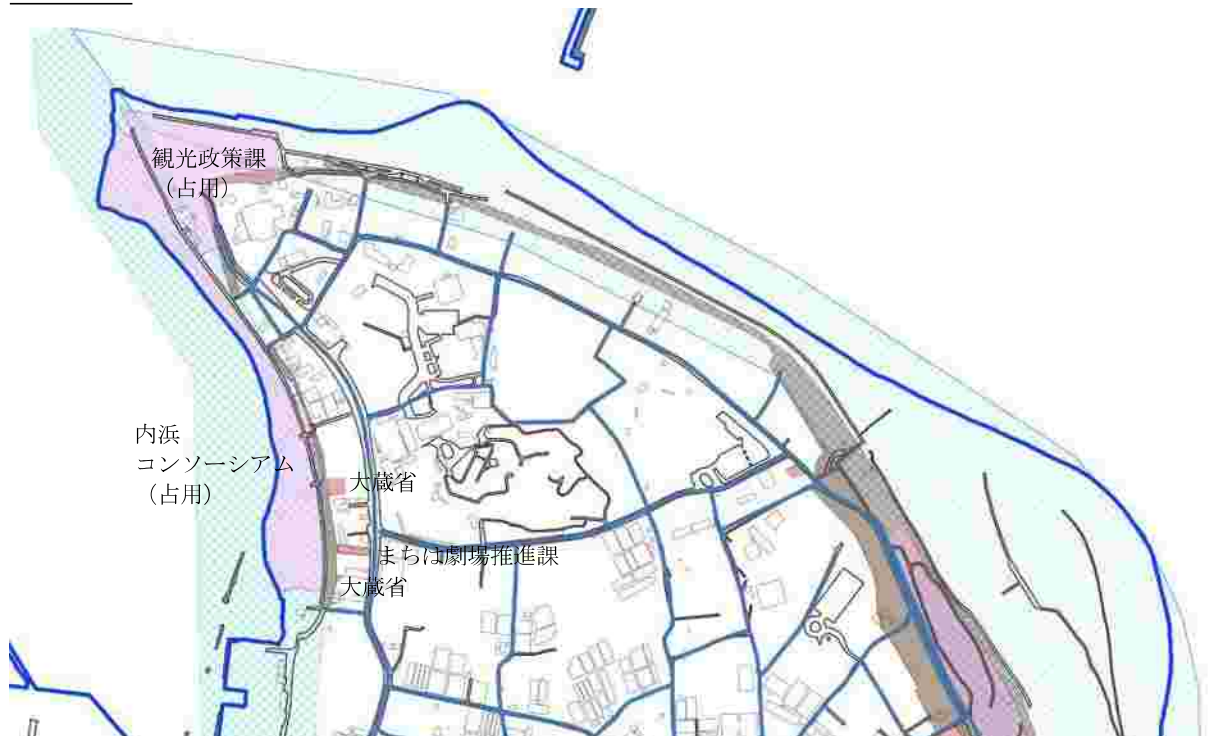
名勝三保松原地内の現状と課題について、5つのエリアに分割して記載する。



4-1 内浜、真崎、東海大学海洋科学博物館、エスパルス、旧文化ランド 規制別



所有者別



現状

○砂浜保全地区

大型ゴミやボート等の放置が多いが、定期的なごみ拾いボランティア活動も行われている。浜幅が狭い真崎～飛行場駐車場の間は、台風接近時に越波、法面損壊等の被害がある。平成 29 年（2017 年）、令和元年（2019 年）の越波では海水及び砂の流入によりグラウンドゴルフ場が長期間閉場する被害があった。浜幅が広いエリアでは、自然公園指定種のハマユウ等の海浜植物が見られる。草刈りが行われておらず、防潮堤（遊歩道）に草が多く生え、通行の妨げとなっている。

○松原保全地区

防潮堤陸側の、公有地と民有地に跨ったエリアに樹高の高いマツが連なるが、雑木やつる植物が多く、被圧による枯れが生じている。強風や大雨で大径のマツが倒伏し、電線切断による複数日間の周辺の停電、教育施設の損壊、住宅物置全壊などの被害がある。高潮による倒伏や根の露出による枯れもあった。市文化財課がマツ材線虫病対策の薬剤散布と樹幹注入を実施しているが、国有浜地、堤、民有地のほとんどで下刈やつる除去が行われておらず、枯れマツや危険マツの発見が困難である。マツの補植は行われていない。

砂浜からの眺望と合わせてこのエリアの松原の魅力を広く発信したいという声も多いが、外浜防潮堤の駐車スペースからすぐに人目につかない松原内に進入できるため、不法投棄や置き餌が頻繁に見られ、治安に対する不安の声も多い。特に夜間は人通りが少なく、街灯設置の要望も多く聞かれる。昭和 62 年（1987 年）の三保真崎コースタル・コミュニティ・ゾーン（CCZ）計画では、砂浜と松原を活かした大規模な開発計画が予定され、開発に向けた公共工事が一部実行された。

○景観保全地区

農地や学校法人敷地等に地域森林計画民有林が点在し大径のマツも多いが、所有者による管理が不足しており、強風や大雨で倒伏することがある。

海沿いでは釣り、マリンスポーツ、観光地引網等を楽しむ人が多い。夏季には海水浴場が開設される。三保棧橋周辺では、三保松原の海路の玄関口として美しい松原に回帰するための積極的な整備を、エリアマネジメント事業者が中心となって進めている。平成 31 年（2019 年）に地下海水養殖施設が完成し、新たな三保名物となっている。複数の掩体壕を、歴史教育に活用する動きもある。一方で、産業廃棄物置き場、置き餌など景観を阻害するものも点在している。

課題

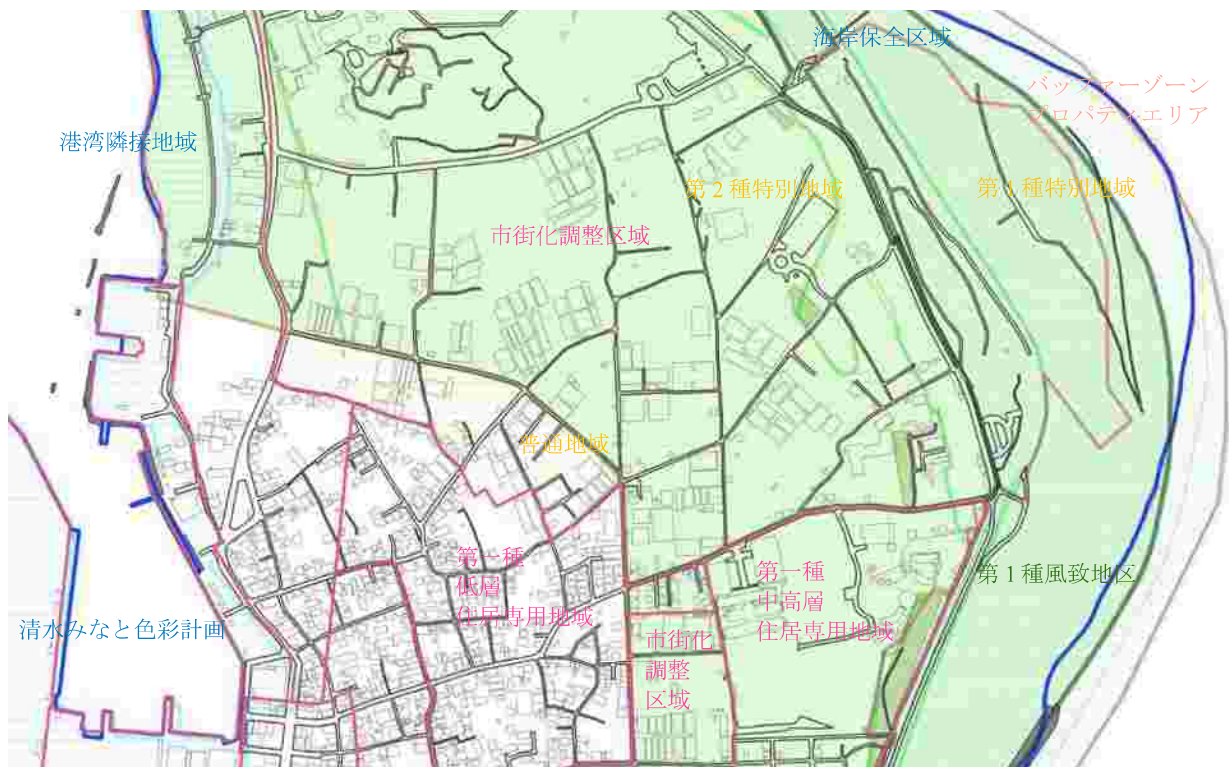
・マツは土地の所有者が管理する、という原則を徹底する必要がある。（マツ材線虫病対策以外）

- ・倒伏の危険のあるマツについて、予防的に伐採することが望ましい。
- ・土地所有者に、名勝に相応しい景観への共通認識を持つよう促す必要がある。
- ・来訪者のマナーを向上し、治安の悪化を防ぐ方策について検討する必要がある。
- ・公共交通機関（内浜周辺まで運行する路線バス、水上バス）でのアクセスが悪い。
- ・水上バスから松原周遊を促す案内が不足している。
- ・レジャー施設の新設を計画する際は、名勝への配慮が必要である。

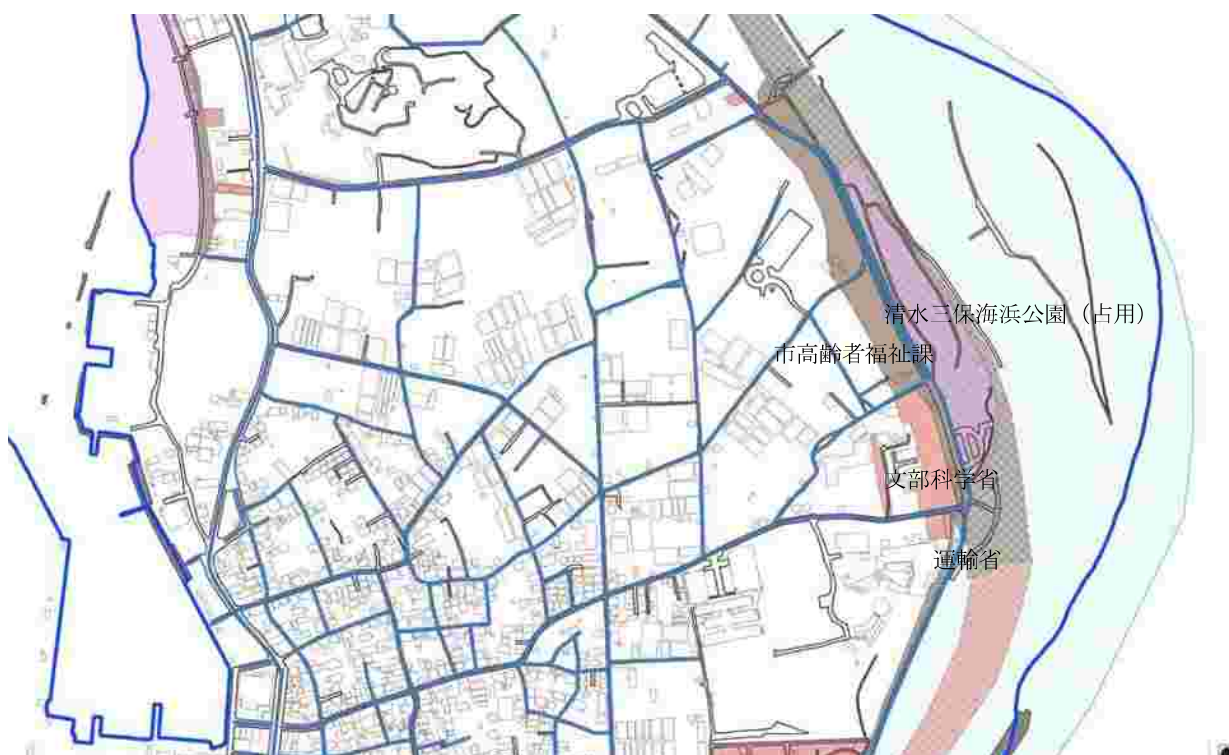
理想の姿

土地所有者の協力のもと品格のある景観・風致が形成された海路の玄関口、多くの来訪者が訪れる安全・安心で美しい海岸、農地の観光活用、松原回遊へのスムーズな誘導

4-2 吹合ノ岬、旧飛行場、清水三保海浜公園、清水灯台、ホテル、翔洋、農地 規制別



所有者別



現状

○砂浜保全地区

吹合の岬から旧飛行場北側にかけての海岸は砂がたまりやすく、サンドリサイクル養浜の砂を採取している。海洋ゴミも多く定期的なゴミ拾いボランティアが行われている。4号消波堤北側は浜幅が狭く高潮時に越波があり、海浜公園のマツ植栽帯が浸水する。

希少なハマボウや海浜植物の群落が生育する一方で、特定外来生物のオオキンケイギク、ナルトサワギク、セイタカアワダチソウ、オオブタクサ、ダンチク等も繁茂している。

旧三保飛行場（三保場外離着陸場）は、昭和44年（1969年）から令和4年（2022年）3月末まで（一社）日本飛行連盟が管理していたが、翌4月から静岡県に移管された。令和4年（2022年）以降、マラソン大会として利用する団体がボランティアで草刈を行っている。

○松原保全地区

海浜公園内では、平成23～30年（2011～2018年）の公園整備で約100本のマツ移植、約350本のマツ苗植栽が行われた。植樹マツの日常的管理はボランティアが、高木マツの管理（危険木対策）は都市計画事務所が実施している。造成時に持ち込まれたと考えられる、クズ、イタドリ等の国内外来種が非常に多い。市道本村海岸17号線植栽帯は、道路サポーター制度を活用したボランティアが、灯台以南の堤、官有第三種地等は、市文化財課と自治会組織が日常的な管理を行っている。市文化財課がマツ材線虫病防除の薬剤散布と樹幹注入を実施しているが、老齢マツの多い市道西側の堤（海岸保全区域）では下刈が行われておらず、枯れマツや危険マツの発見が困難で、強風や大雨での倒伏もある。

公園には、駐車場（約70台）と観光トイレがあり、釣り客のほか、海岸清掃ボランティアにも利用されている。富士山の眺望を楽しめるよう設計されたが、夏季は隣接する砂浜保全地区に背丈高く外来の草が茂り、富士山を望むことができない。三保回遊促進のため、市文化財課が令和2年（2020年）に音声ガイドの運用を始め、令和4年（2022年）に散策マップの配布を開始した。このエリアでは、昭和63年（1988年）に海軍航空隊の記念碑（ブロンズ像）、平成20年（2008年）に大谷崩300年事業記念碑（居浜想山の石碑）、平成31年（2019年）に眺望案内板（飛行場の歴史含む）、令和6年に清水灯台重要文化財記念板が設置された。東海大水天宮脇に大正13年（1924年）の名勝三保松原の石碑が設置されているが、当初は別の場所に設置されていたと言われている。

○景観保全地区

農地は自然灌漑のため海拔0mまで掘り下げられ、海拔約2mの狭い市道で大きく育ったマツがあるが、マツ材線虫病防除対象外のものが多い。これらのマツは通行や営農の妨げとなっているほか、強風や大雨での倒伏もある。戦後の農地解放で農地が細分化され未利用地の把握がしづらく、関係者間で土地境界が合意されていない。

産業廃棄物置き場、廃屋、耕作放棄地、置き餌など景観を阻害するものが点在している。人通りが少なく、盗伐や盗撮、不法投棄等の犯罪、焚き火やペット等の排泄物の放置等のマナーの悪さが報告されている。街灯を設置して欲しいという地域からの要望もある。

課題

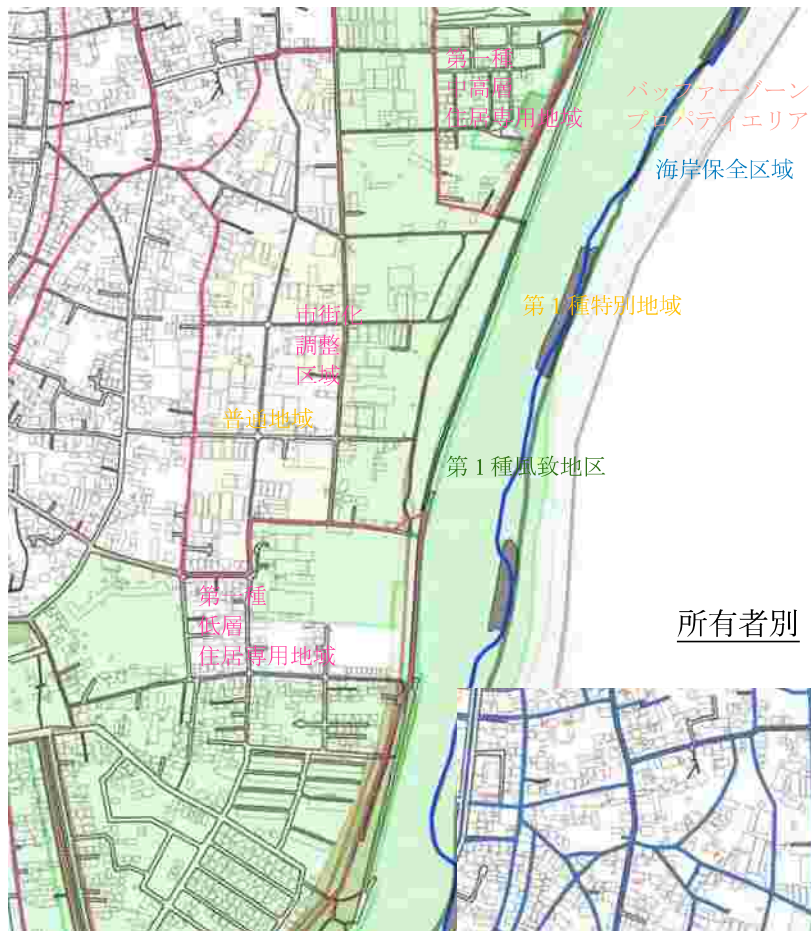
- ・マツは土地の所有者が管理する、という原則を徹底する必要がある。（マツ材線虫病対策以外）
- ・倒伏の危険のあるマツについて、予防的に伐採することが望ましい。
- ・土地所有者に、名勝に相応しい景観への共通認識を持つよう促す必要がある。
- ・民有地だけでなく、海岸、公園等の公有地でも草刈りが不十分である。
- ・羽衣の松周辺と比較してボランティアが不足している。
- ・道路が通行量に対して幅が狭く危ないという声がある。
- ・富士山と海、清水灯台の眺望を楽しめる魅力的なエリアだが、風致地区、市街化調整区域のため食事や休憩できる場所が少なく不便だという声がある。
- ・航路標識協力団体制度を活かした清水灯台の活用が期待されている。
- ・農業従事者での団結、全国の消費者や観光客への情報発信を求める声がある。

理想の姿

多くの来訪者が訪れる、安全・安心に富士山の眺望が楽しめるエリア
地域に親しまれるマツの保護・管理と、農業や産業を両立できるエリア

4-3 県有林、国有農地、清水第五中学校、羽衣団地、農地

規制別



所有者別



現状

○砂浜保全地区

平成 25 年（2013 年）の世界遺産登録前に、イコモスからの勧告で消波ブロックによる景観阻害が指摘されたため、景観改善事業を開始し、平成 22 年（2000 年）に設置した L 型突堤と同様の 1 号突堤を平成 31 年（2019 年）に設置し、消波ブロックを撤去した。養浜を続けながら、2 号突堤の設置に向けて準備をしている。2 号消波堤南側は浜幅が狭く、台風接近時には越波がある。令和元年（2019 年）には一帯の住宅が海水や砂の流入（床上浸水）の被害を受けた。

年間通じて工事車両の往来があり、海浜植物が少なく特定外来生物のナルトサワギクが多い。工事により定期的な清掃活動が休止中だが、比較的ゴミの少ないエリアである。

防潮堤は太平洋岸自転車道となっており、観光客や地域住民の往来が多い。自治会組織による定期的な清掃が行われている。

○松原保全地区

戦前からのマツが残っているが、海風の影響を受けやすい立地で、倒伏や大枝の折れがある。国有地や県有林ではボランティアに植樹された樹齢 30 年未満の小径木も多い。海側の自転車道および陸側の住宅（団地）へ越境する枝の日常的な剪定を行っている。国有農地は県農地利用課、県有林は県中部農林事務所、堤は市文化財課による下刈が実施されている他、地域住民による一斉清掃もここで行われているが、特定外来生物のナルトサワギク、外来種で繁殖力が強く駆除しづらいワルナスビが多く、栽培が禁止されているケシもしばしば見られる。民有地（景観保全地区）との境界が不明瞭で、雑木林になっている部分が多い。鎌ヶ崎には、大正 13 年（1924 年）に設置された名勝三保松原の石碑、●年に設置された名勝鎌ヶ崎の碑がある。

○景観保全地区

松原に隣接する清水第五中学校では、学校敷地南側にも樹高 10m を越えるマツが数十本生えており、令和元年（2019 年）には倒伏の危険のあるマツを伐採した。学校敷地や隣接する国有地の松原の保全活用（松葉かき、松葉を使った商品のマルシェでの販売とその売り上げの保全への寄附）や能「羽衣」をテーマとした総合学習に力を入れている。

清水三保第一小学校には、正門脇にシンボルツリーとして親しまれるマツがあるのみだが、自治会等と連携した羽衣公園での松原保全活動に積極的に取り組んでいる。

このエリアの農地や住宅街のマツは日常的に剪定管理されているものが多いが、松原保全地区に隣接する部分では、管理が不足しているマツ枝の隣地への越境がある。

課題

- ・松原に隣接する土地の所有者に対し適切な管理の理解を促す必要がある。
- ・国有農地の管理形態について協議（国県が市への移管を希望）していく必要がある。
- ・一般にあまり知られていない景観改善事業の知名度を上げるとともに、越波対策のための土堤の設置、松原の嵩上げ、防潮堤の強化等を検討していく必要がある。
- ・過去に都市計画道路の築造が予定されていたことから、車での松原へのアクセス改善を求める声がある。また、養浜工事の車両が海岸を走行していることから、観光コンテンツとして海岸の車両走行を認めるべきという声がある。
- ・教員の異動や学生の世代交代に影響されない松原保全活動の体制づくりが必要である。

理想の姿

土地所有者の協力のもと整備された安心・安全に散策・サイクリングできる松林と防潮堤

4-4 羽衣公園（三保市有林含）、神の道、御穂神社、住宅地 規制別



所有者別

【神の道】

底地管理：清水道路整備課
危険木対応：清水道路整備課
線虫病防除：文化財課
倒伏対策：文化財課
木道管理：観光政策課

【羽衣公園】

公園管理：都市計画事務所
底地管理：森林政策課
線虫病防除：文化財課
倒伏対策：文化財課
観賞施設管理：観光政策課

